



令和4年6月22日
自動車局車両基準・国際課
自動車局審査・リコール課

バスやトラックの自動運転に対応した基準を策定しました！

～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）の対象車種を大型車にまで拡大する改正が合意されたことから、国内の保安基準の詳細規定に導入するため、所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化を進めています。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」の改正が合意され、対象車種が従来の乗用車等に加え、大型車等にまで拡大されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、従来の乗用車等に加え、大型車等についても協定規則第157号の要件を適用する。
- (2) 前面ガラス等に投影される、運転者の認知を支援するための視界アシスタント情報について、運行中に表示してよいものを運転に関連する情報に限る等の明確化を行う。
- (3) 事故情報計測・記録装置について、記録すべき情報として衝突被害軽減ブレーキの作動状態等を追加する。

2. 公布・施行

公布：令和4年（2022年）6月22日

施行：令和4年（2022年）6月22日

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：【1. (1)関係】谷倉、武内

【1. (2)関係】山村、杉田

【1. (3)関係】山村、武内

電話 03-5253-8111（内線 42532）、03-5253-8602（直通）、FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課：福菌、高嶋

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）、FAX 03-5253-1640